

査 答 申 情 第 1 2 号
平成 2 1 年 4 月 8 日

生駒市長 山 下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会
会長 石 田 榮 仁 郎

公文書の部分開示決定に対する不服申立てについて（答申）

平成 2 0 年 5 月 2 6 日付け生職第 1 9 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申
します。

記

「懲戒処分一件 平成 1 7 年度以降」の部分開示決定に対する異議申立て事案

（諮問情第 1 2 号）

答 申

第1 審査会の結論

生駒市長が、平成20年4月30日付け「生職第12号」で行った、部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、生駒市情報公開条例（平成9年12月生駒市条例第26号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づく開示請求に対し、生駒市長（以下「実施機関」という。）が平成20年4月30日付けで行った本件公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という）について、その処分を取り消し、「懲戒処分一件 平成17年度以降」（以下「本件公文書」という）の開示を求めたものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する主たる理由は、異議申立人からの意見書の提出及び意見陳述がともになされなかったため、異議申立書によると、本件処分は違法・不当であり、不開示部分を取消し、全部公開を求めるものである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関が、本件公文書の部分開示決定理由説明書及び口頭意見陳述において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、「懲戒処分一件 平成17年度以降」との開示請求に対して、実施機関が行った本件処分について、不開示部分の開示を求めてなされたものである。

2 懲戒処分について

生駒市において、懲戒処分等を行う場合は、市職員にて構成される生駒市分限懲戒審査会からの答申を受け、実施機関により行われる。

また、処分の公表については、生駒市職員の懲戒処分等公表基準により行なっており、公表する内容は、所属名、職名、処分年月日、処分内容及び事

件の概要であるが、所属名及び職名の公表により被懲戒処分者の氏名等が明らかになる場合は公表しないとしており、個人が特定できない範囲での公表を行っている。

3 本件公文書の概要について

本件公文書は、平成17年度以降開示請求時（平成20年4月）までに行った懲戒処分等の措置に係る書類であり、懲戒処分文書、生駒市分限懲戒審査会からの答申及び処分指針等の関連文書にて構成されている。

4 本件処分において不開示とした部分について

本件公文書には、被懲戒処分者の所属名、職名、氏名、処分年月日、処分内容及び事件の概要等が記載されているが、そのうち条例第6条第2号の個人に関する情報に該当するとして、所属名、職名、氏名、住所、生年月日を不開示としたものである。ただし、警察等にて公にされている案件については、条例第6条第2号ただし書きイに該当するとして所属名、職名、氏名、年齢、採用年月を開示した。

5 条例第6条第2号該当性について

本件公文書にて不開示とした部分は、所属名、職名、氏名等の個人識別情報であり、条例第6条第2号の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当する情報である。

第4 審査会の判断

審査会は、異議申立ての対象となった公文書並びに実施機関の主張及び異議申立人の趣旨を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、平成17年度以降実施機関が行った懲戒処分等の措置に係る書類であり、具体的には、被懲戒処分者の所属名、職名、氏名、住所、生年月日、年齢、採用年月、処分年月日、処分内容及び事件の概要が記載されている。

2 条例第6条第2号の該当性について

(1) 条例第6条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」を不開示情報として規定している。また、条例第6条第2号ただし書は、「ア 法令等の規定により、何人でも閲覧できるとされ

ている情報」「イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」「ウ 公務員等・・・の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名」「エ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示をすることが公益上必要であると認められるもの」のいずれかに該当する公文書は、本号本文に該当する場合であっても開示しなければならない旨規定している。

- (2) これを本件公文書について検討すると、不開示とされた氏名、住所、生年月日については、条例第6条第2号から個人に関する情報であることは明らかであり、所属名及び職名についても他の情報と結びつけることにより容易に個人を特定することができる情報である。

次に、条例第6条第2号ただし書のアからエに該当するか検討するも、該当せず、不開示情報であると判断される。

3 結論

以上のとおり、実施機関が、本件公文書を条例第6条第2号に該当するため、部分開示とした決定は、妥当である。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成 2 0 年 5 月 2 6 日	○ 実施機関から諮問を受けた。
平成 2 0 年 7 月 2 5 日	○ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成 2 1 年 1 月 1 9 日 本件第 1 回審査会 (通算第 4 0 回審査会)	○ 実施機関から不開示理由の聴取等を行った。 ○ 審議を行った。
平成 2 1 年 2 月 6 日 本件第 2 回審査会 (通算第 4 1 回審査会)	○ 審議を行った。 ○ 答申の検討を行った。
平成 2 1 年 3 月 6 日 本件第 3 回審査会 (通算第 4 2 回審査会)	○ 審議を行った。 ○ 答申を確定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所属、団体名	備 考
いしだ ひでじろう 石 田 榮仁郎	近畿大学教授	会長
おがた けんし 緒 方 賢 史	弁護士	
かなたに しげき 金 谷 重 樹	摂南大学教授	会長職務代理者
たなか ひろよし 田 中 啓 義	弁護士	
みむら えいこ 三 村 英 子	弁護士	